

自主防災組織の手引き

～自主防災組織の結成と活性化に向けて～



邑久町福元グリーンタウン自主防災会結成式の様子



瀬戸内市

自主防災組織の手引き

— 目 次 —

1.	はじめに	1
2.	自主防災組織を整備しよう	2
3.	自主防災組織のつくり方	3
4.	自主防災組織の運営方法	5
5.	自主防災組織リーダーについて	7
6.	日常における活動	9
7.	災害発生時における活動	13
8.	おわりに	16
資料	自主防災活動等に係る支援制度等について	17
様式	自主防災組織認定申請書(規約例、組織図例)	20
	自主防災組織変更届	24
	自主防災組織活動支援事業補助金交付申請書	25
	防災士育成事業補助金交付申請書	28
	職員派遣依頼書	30

阪神・淡路大震災時の初期消火の実例

～ある自治会長の体験談より～

3丁目でも母子が生き埋めになり、亡くなられているというのも聞いていましたので、これらの方々を遺体を灰にしてはならないと、妻と一緒に大声で「バケツリレーに協力してください」と呼び掛けました。このバケツリレーは誰が始めようと言ったのかわかりませんが、誰々というでもなく始まったように記憶しています。

また、2丁目に消火栓があったのですが、水が出ないのを知っていましたし、たまたま防火貯水槽があって、中に水があったので、バケツリレーができたように思います。

最初は少人数だった、このバケツリレーも私たちの呼び掛けに応じてくださって、通行人や学生さん、中には駆け出された3丁目の方々までリレーの列に加わっていただきました。ですから、一番多いときで東西方向に50人、南北方向に50人の約100人の協力者があったと思います。

だんだん炎が迫ってきた時、母子が生き埋めになった家の南隣にある米穀倉庫の持ち主の方が「この倉庫の屋根を壊して下さってもいいですよ」と快く申し出て下さったので何人かでロープを掛けて、引きずり落としました。

この時ほど人の情けというものを感じたことはありません。

出典：「雪（1995年4月号）」神戸市消防局広報誌『雪』編集部

1. はじめに

瀬戸内市では、平成16年台風16号をはじめとした高潮災害以降、大きな災害はありません。しかしながら、今世紀前半での発生が懸念される南海トラフを震源とした巨大地震では、瀬戸内市においても最大震度6弱が予想されており、多数の家屋の倒壊、山間部の崖崩れ、沿岸部における最大3mの津波、河川の遡上による内陸部の浸水など、甚大な被害が懸念されています。

平成23年3月11日に、岩手県沖から茨城県沖にかけて発生した東北地方太平洋沖地震（東日本大震災）は、多くの死傷者・行方不明者を出すなど、私たちの想像を超える甚大な被害をもたらし、地震・津波に対する防災対策のあり方を改めて考えさせる大規模災害となりました。また、平成30年7月豪雨では、西日本を中心として広域的かつ同時多発的に水害・土砂災害が発生しました。岡山県においても、倉敷市真備町をはじめとして多くの人的被害が発生しましたが、被害者の多くが、避難に時間のかかる高齢者であったと報告されています。

大規模な災害が発生したときに、被害の拡大を防ぐためには、行政の対応（公助）だけでは限界があり、早期に実効性のある対策を取ることが難しいため、自分の身は自分で守る（自助）とともに、普段から顔を合わせている地域や近隣の人々が集まって、互いに協力し合いながら対応すること（共助）が必要です。そして、「自助」「共助」「公助」が合わさることで、被害の軽減を図ることができます。

平成7年1月17日の早朝に発生した「阪神淡路大震災」では、生き埋めや家屋等の下敷きとなった方のうち、助かった約95%の人は、家族又は隣近所の方によって救助され、大規模災害時における公助の限界を示す教訓となりました。また、平成28年の熊本地震では、避難所運営に多数の職員が忙殺され、復旧や復興への活動が困難な状況でした。

このような状況下では、地域住民の一人ひとりが、組織的に初期消火や情報伝達、避難誘導、救出・救護、避難所運営などの自主的な防災活動を行うことが被害の軽減（減災）に大きな役割を果たします。



南海トラフ地震を想定した裳掛地区津波避難訓練の様子



台風等の水害を想定した今城地区災害図上訓練 DIG の様子



2011年3月11日 東北地方太平洋沖地震の津波被害(陸前高田市)の様子(消防科学総合センター撮影)



2. 自主防災組織を整備しよう

(1) 自主防災組織とは

自主防災組織とは、地域住民が、「自分たちの地域は自分たちで守る」という自覚や連帯感に基づき、自主的に結成し、災害時における被害の防止（防災）や、被害を軽減（減災）するため、実際に防災活動を行う組織をいいます。（瀬戸内市では、結成された組織を「**自主防災会**」と呼んでいます。）

地域特性による住民意識や関心度の相違などから、自主防災組織の具体的な範囲や内容を画一化することは組織の運営上効果的ではありません。地域の実情に応じた自主防災組織づくりと活動が必要です。

また、自主防災組織として、有効な取り組みを進めていくためには、市（防災担当・消防本部）などの行政機関との連携が不可欠です。地域と行政間で協議の上、組織の規約や活動計画などを作成するとともに、これらに基づいた効果的な防災活動が行えるよう、自主防災組織員の役割分担を明確にしておくことが大切です。



福元グリーンタウン自主防災会結成式の様子

(2) 防災を地域コミュニティ活動活性化の核に

「防災」と聞くと「何から始めればいいのかよく分からない」、「行政の仕事ではないか」といった印象を持ってしまいがちですが、地域住民にとって防災は、自分たちの生命、身体を守る上で、最も基本的な課題です。「住み良いまちをつくろう」という地域コミュニティ活動の原点には、「**自分たちの地域は自分たちで守ろう**」という住民相互の連帯意識がなければなりません。

住民の生活様式の多様化、少子高齢社会の進展、さらには核家族化、単身世帯の増加に見られる世帯構成の変化など、様々な要因によって地域コミュニティが崩壊し、地域社会とのつながりや「向こう三軒両隣」といった隣保共同の精神が希薄化する現代においては、住民による自主防災活動を、さまざまな地域コミュニティ活動の核とする積極的な視点が必要です。

地域コミュニティの維持・復活のためにも、自主防災活動は重要な切り口であり、地域住民の創意工夫による主体的な活動がますます求められます。

地域住民による自主的・自発的な防災訓練や啓発を通じて、地域の安全や防災に対する意識を高めると同時に、住民同士のつながりをつくり、地域の防災力を高めていくことが重要です。



牛窓町牛窓地区災害図上訓練 DIG 実施の様子

3. 自主防災組織のつくり方

(1) 自主防災組織の規模

自主防災組織を結成しようとする場合、まず、どのぐらいの規模で組織化するかを考える必要があります。自主防災組織の規模については、特に制限はなく、「地理的条件・古くからのつながりや連帯感、生活環境などから、地域として最も効果的に活動できる規模」とされています。

(2) 既にある組織を活用する場合(表1)

自治会や連合自治会(地区でまとまった自治会の連合体)など、既に地域にある組織を活用して防災活動をしていく方法であり、最も一般的なタイプと言えます。

瀬戸内市内の自主防災組織は、自治会ごとに結成されているケースが多くあります。

※瀬戸内市の自主防災組織の状況(令和6年4月1日現在:結成数191組織、結成率77.9%)

ア 既にある組織の活用例

1. 自治会や連合自治会において、既に防災部門が置かれている場合は、組織化により更に充実強化を図っていく。
2. 防災部門が置かれていない自治会や連合自治会においては、新たに自治会活動に防災部門を置く。
3. 比較的規模の小さい自治会や、他の自治会と結びつきが強い場合、いくつかの自治会がまとまった連合自治会により、一つの組織を結成する。
4. コミュニティ単位(小学校区)など、地域活動での結びつきが強い場合、地域コミュニティに属する自治会をもって、一つの組織を結成する。

イ 組織づくりのすすめ方

1. 自主防災組織の必要性を自治会総会などの議題として取り上げる
2. 自主防災組織結成(役員・役割分担・規約)について討議する
3. (上記可決した場合)自主防災組織の結成(〇〇〇自主防災会)
4. 活動開始

(3) 新たに組織を作る場合(表2)

既にある組織がある場合でも、自主防災活動を行う上での規模や活動面での調整がつかず、新規に結成する方法です。

ア 組織づくりのすすめ方

1. どの程度の規模の組織にするかを考える
2. 災害や地域特性について勉強し、地域での防災活動の重要性を確認する
3. 同じ考え方を持つ仲間と話し合い、活動内容を検討する
4. 自主防災活動の必要性を多くの住民にアピールし、活動参加の輪を広げる
5. 自主防災組織結成(役員・役割分担・規約)について討議する
6. (上記可決した場合)自主防災組織の結成
7. 活動開始

表1：既にある組織を活用する場合(重複型・内部組織型)

タイプ	重複型	内部組織型
組 織	自治会役員が自主防災組織の役員を兼務する	自治会の下に自治会組織の自主防災部門をつくり、自主防災組織をつくる
役 員	自治会の代表者、役員が自主防災組織の代表者、役員を兼ねる	自治会の役員とは別に、独自に代表者、役員を選ぶ
長 所	<ul style="list-style-type: none"> ・組織づくりが容易で活動しやすい ・住民にとって組織の仕組みが分かりやすい 	<ul style="list-style-type: none"> ・自治会長以外の役員の負担が軽い ・経験が蓄積され専門性が高まる ・活動の独自性を発揮しやすい
短 所	<ul style="list-style-type: none"> ・自治会の役員交代によって活動方針や熱意が変わる 	<ul style="list-style-type: none"> ・役員の新たな選任が必要となるため、人選に苦勞する ・自治会の役員交代によって活動方針や熱意が変わる

表2：新たに自主防災会をつくる場合(別組織型)

タイプ	別組織型
組 織	自治会組織と全く別の自主防災組織をつくる
役 員	独自に代表者、役員を選ぶ
長 所	<ul style="list-style-type: none"> ・自治会長を含む役員全体の負担が軽い ・活動に関心の強い人だけの団体なので積極的な活動ができ、メンバーの意識も高く、各自の専門性も高まる。 ・既にある様々な組織とのしがらみがなく、自由に活動しやすい。
短 所	<ul style="list-style-type: none"> ・自治会内に「自治会長」と「自主防災組織会長」という2人の長が存在する ・同じ考えを持つ人の集まりなので、活動が狭い視野に陥る場合がある。 ・防災活動に関心の低い他の人たちを批判し、地域から反感を買って孤立してしまう場合もある。 ・既にある様々な組織との連絡体制など新たな調整が必要となる

4. 自主防災組織の運営方法

(1) 規約づくり

組織である以上、活動を開始する上で、まずは規約が必要となります。

活動に参加する誰もが会の活動方針や規則を理解できるように、分かりやすく明確な規約を作りましょう。規約には、会の目的、役員を選任やその任務、組織運営、活動計画などを盛り込みます。

※規約の例を紹介します。実際に作るときは、実情に応じた詳しい内容を盛り込んでいきましょう。

〇〇自治会自主防災会規約

(目的)

第1条 〇〇自治会自主防災会(以下、「防災会」という。)は、自主的な防災活動を行い、災害(地震その他)による被害の防止及び軽減を図ることを目的とする。

(事業)

第2条 第1条の目的を達成するため、次の事業を行う

- ① 防災に関する知識の普及に関すること。
- ② 災害発生時における情報収集・伝達、初期消火、水防、救出・救護、避難誘導、応急手当及び炊き出しに関すること。
- ③ 防災訓練の実施に関すること。
- ④ 防災資機材の備蓄に関すること。

(防災会の役員)

第3条 防災会の役員には〇〇自治会の役員をもって充てる。

(役員の仕事)

第4条 防災会会長は、防災会を代表し、災害発生時には、応急対策の指揮をとる。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときはその職務を行う。

3 班長は、担当班の任務遂行及び会務の処理を行う。

(防災計画)

第5条 防災会は、災害による被害の防止及び軽減を図るため、防災計画を作成する。

2 防災計画は次の事項について定める。

- ① 自主防災会の編成及び任務分担に関すること。
- ② 防災知識の普及に関すること。
- ③ 防災訓練の実施に関すること。
- ④ 災害発生時における情報収集・伝達、出火防止、初期消火、救出・救護、避難誘導、応急手当及び炊き出しに関すること。
- ⑤ その他必要とする事項。

(雑則)

第6条 この規約に定めのない事項で、防災会の運営に必要な事項は、会長が役員会に諮り定める。

附 則

この会則は、令和〇〇年〇〇月〇〇日から実施する。

(2) 自主防災組織の組織編成

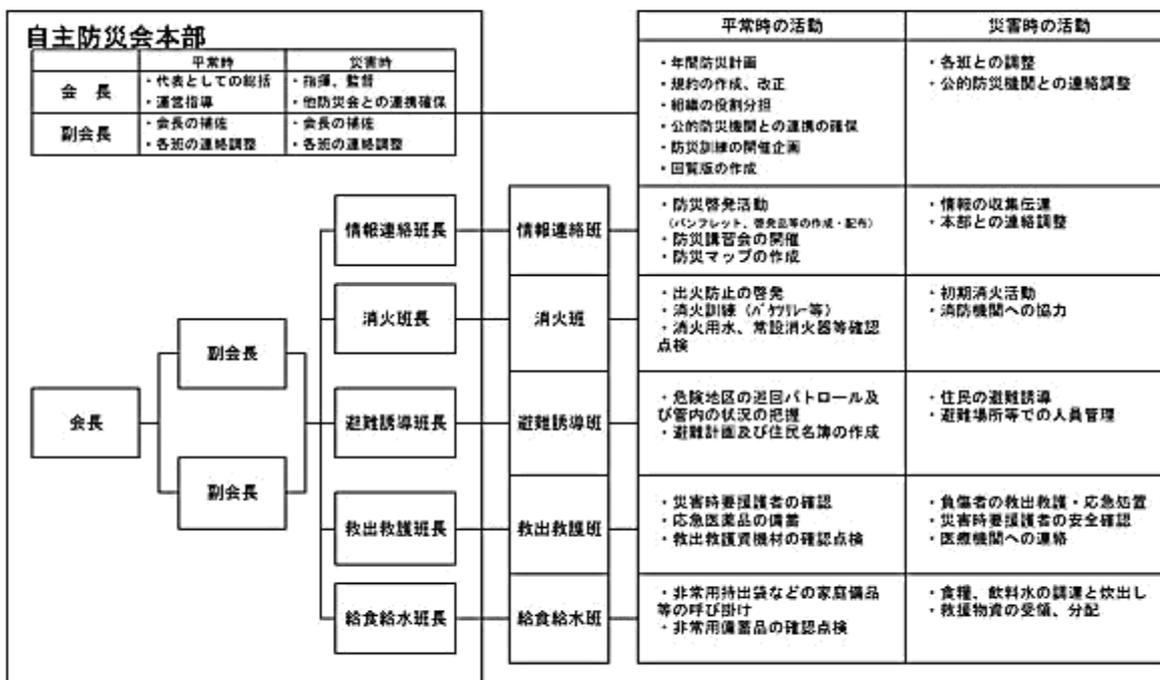
規約で定めた事業を推進するため、自主防災活動に参加する構成員一人ひとりの仕事の分担を決める必要があります。以下に一般的な組織図を紹介します。それぞれの地域の実情に応じた組織編成をしましょう。

※自主防災会の組織例

〇〇自治会自主防災会 組織編成図例

※地域の特性に応じて変更して下さい

※会長、副会長、班長の氏名、電話番号及び班員の人数など必要な情報を加えておきましょう。



(3) 活動計画

組織運営には安定した継続性が不可欠です。今後どのように活動を行うのか、きちんとした中・長期的な活動計画や年間の活動計画を立てて、実行に移すことが重要です。



邑久町裳掛地区防災活動ミーティングの様子

年間活動計画(例)

- 4月 役員会議
定例総会
年間活動計画の決定
- 5月 清掃（草刈・側溝）
- 8月 夏祭り
- 9月 防災訓練（消火器取扱い訓練）
- 12月 年末警戒（火災予防）
- 1月 震災ビデオ研修
- 3月 役員会議

清掃活動の中で、崖地や水路、道路などの危険箇所の点検や、夏祭りでの炊き出し、要援護者の把握など盛り込むと、汎用的かつ効果的に活動ができます。

5. 自主防災組織リーダーについて

(1) 自主防災組織リーダーとは

地域防災力の向上のためには、自主防災活動を活性化させる人材が欠かせません。

特に、自主防災組織リーダーは、自らが防災に関する基本的な知識や技術を身に付けるとともに、平時には地域の安全点検、防災知識の普及、防災資機材の整備、危険が予想される箇所や避難行動要支援者の把握、防災訓練の指導等を行い、日頃から地域住民の防災意識を高めることに努める必要があります。また、災害発生時には自主防災組織を適切に指導し、率先して行動することが求められます。



福元グリーンタウン自主防災会結成式の様子

(2) 自主防災組織リーダーの要件

自主防災活動にとって望ましいリーダーとして、以下のような要件があげられます。

リーダーの要件

- ① 防災問題に関心が高く、防災対策の経験豊かな人
- ② 行動力のある人
- ③ 地域において人望の厚い人
- ④ 自己中心的ではなく、地域全体のことを考えられる人
- ⑤ 多数意見を取りまとめ、少数意見を尊重できる人

平常時の自主防災活動の活性化のために、このようなリーダーの重要性は言うまでもありませんが、災害発生直後の混乱した状況において、消火・救助等を進めていくためには、リーダーには以下のような要件も求められます。

（災害発生直後）リーダーの要件

- ① 非常時の現場の状況を取りしきる力がある人
- ② 他人に声をかけ、活動に参加させる力がある人
- ③ 消火、救助、避難誘導、安否確認などに関する知識や知恵がある人

このように災害発生直後は、周囲の住民を消火、救出、避難誘導などの活動に導くことのできるリーダーが求められ、こうしたリーダーは地域に何人いても構いません。

また、防災に関する専門知識やノウハウを持つ医師・看護師の方や、自衛官、警察官、消防職員などの防災・危機管理部門のOBが地域にいるかもしれません。ぜひリーダーの一人として活動に参加してもらいましょう。

(3)防災活動における女性の参画の重要性

平成 23 年の東日本大震災では、避難所によって、衛生用品等の生活必需品が不足したり、授乳や着替えをするための場所がなかったり、「女性だから」ということで当然のように食事の準備や清掃等を割り振られたりしたところも見られました。

地域の防災力の向上を図るためには、地域における生活者の多様な視点を反映させていくことが重要です。そのためには、**男女共同参画の視点を取り入れた防災対策**を進める必要があります。

自主防災組織の編成にあたっては、女性の意見が十分に反映されるよう、女性の参画を推進し、リーダーに複数の女性が含まれるようにすることや、自主防災組織の特定の活動（避難所における食事の準備など）が片方の性に偏るなど、性別や年齢等によって役割を固定化することがないようにすることが大切です。

(4)自主防災組織の継続的な活動へ向けたリーダーの育成

自主防災組織を結成する地域の状況は、地域コミュニティが未成熟な新興住宅地や集合住宅、かつてのコミュニティが希薄になりつつある地域など、様々です。また、過疎化・高齢化による担い手の不足や、リーダーの負担が大きいことによるなり手の不在、1～2年で役員が交代するため継続的な取り組みが困難であるなどの問題を抱える地域も増えてきています。こうした中で、住民一人ひとりが防災対策の担い手であることを再認識し、自主防災活動が将来も継続的に取り組まれるようにするためには、幅広い世代に対してリーダーの育成を図る必要があります。

瀬戸内市では、毎年、自主防災組織等において活動する方を対象として、自主防災活動の知識・技能を習得していただくために「せとうち防災リーダー養成講座」を開催しています。令和3年度までに、435名の方に講座を受講していただき、せとうち防災リーダーとして各地域で活動していただいています。今後も継続して開催しますので、各地区の自主防災組織の担い手育成に活用してください。

また、大人だけでなく、子どもたちにも小さなころから防災意識を持ってもらうことが大切です。特に、中学生、高校生については、将来の地域防災の担い手として現時点においてもある程度の体力を有していることから、防災活動に積極的に参加し、地域防災力の向上に寄与する主体として活動していくことが期待されます。学校、消防団、女性（婦人）防火クラブ、民生委員・児童委員などと連携しながら、教育や防災訓練を通じて、早くから「自分の暮らす地域を守っていく」という意識を醸成し、次代のリーダーを育てましょう。



せとうち防災リーダー養成講座の様子

6. 日常における活動

災害発生時に、落ち着いて行動し、被害を最小限にとどめるためには、平常時から各自が備えをしておくことが重要です。自主防災組織としても、災害発生時に効果的に活動ができるよう、訓練や備蓄、防災資機材整備などの必要な備えを行うと同時に、地域住民が防災に関する正しい知識を共有し、各家庭で必要な備えができるよう、自主防災活動への積極的な参加を促しましょう。

日常の活動

- (1) 防災知識の普及・啓発
- (2) 防災マップの作成
- (3) 防災資機材の整備
- (4) 防災訓練
- (5) 要配慮者の把握

活動の留意点

- 各々の家庭において、火を出さない、家や塀等の倒壊を防ぎ安全性を確保する、家具の転倒防止対策をする、備蓄品をそろえる、非常持出袋を準備するなど、各個人および家庭での対策が基本であること
- 自主防災組織の役割分担、活動内容などについて組織員が理解していること
- 一時的ではなく、継続して実施すること

(1) 防災知識の普及・啓発

ア 回覧、チラシ、防災新聞の発行

紙面によるアピールはとても有効です。地域の防災意識を高めるため、定期的に発行しましょう。

※発行のポイント

- ・ 自主防災会の会議報告
- ・ 防災行事日程の告知
- ・ 各種防災行事終了後の総括
- ・ 防災機関からのお知らせ
- ・ 今後取り組んでいく対策
- ・ 国内外で発生した災害
- ・ 災害記録写真
- ・ 危険箇所の調査や告知

イ 防災研修会の開催

防災に関する理解や意識を高めるための講習会や震災等ビデオの上映会は有効な企画です。瀬戸内市では、自治会、自主防災組織主催の研修会に出席して出前講座や意見交換等を行っています。また防災訓練などの企画やお手伝いもしていますので、市危機管理課又は市消防本部予防課までご相談ください。



邑久町裳掛地区防災講演会の様子

(2)防災マップの作成

地域住民の基礎的なデータや防災関係施設、ハザードマップにおける被害想定範囲、危険箇所などを、地図上または実際に地域を歩いてみながらチェックして作成します。



牛窓地区防災マップ

【防災マップに示しておきたい情報】

- ・ハザードマップに示された被害想定範囲
- ・過去の災害履歴（浸水範囲など）
- ・危険箇所（崖、ブロック塀、石垣、河川等）
- ・道路の状況
- ・公園や広場、避難場所などの拠点施設
- ・消火栓や防火水槽
- ・コンビニ、ホームセンター、薬局、飲食店など災害時に役立つ物がある施設
- ・災害時要援護者の所在
- ・保育園、幼稚園、老人ホームなどの施設

マップを作成すると、地域で必要となる防災活動やその目的が明らかになるとともに、防災上の様々な問題が洗い出されます。改善すべき点があれば、対策を立てて問題解決に取り組みましょう。

(3)防災資機材の整備

防災資機材は、災害時に大きく活躍します。ご家庭にある大工道具（ノコギリなど）は有効な防災資機材です。防災マップづくりや防災訓練を通じて、地域にとって必要な資機材を考え、少しずつ整備していきましょう。

防災マップ作成や防災資機材の整備には、支援制度がありますので、【資料1 自主防活動に係る支援制度等について】を参照してください。

※防災資機材の例

- ・防災資機材倉庫
- ・ヘルメット
- ・毛布
- ・軍手
- ・消火器
- ・救急箱
- ・メガホン
- ・担架
- ・テント
- ・懐中電灯(投光機)
- ・バール
- ・ハンマー
- ・スコップ
- ・チェーンソー
- ・簡易トイレ
- ・ジャッキ
- ・炊き出し器具
- ・簡易携帯用ラジオ、無線機 など

(4)防災訓練

ア 情報収集・伝達訓練

災害時の混乱する状況の中では、正確で迅速な情報の収集や伝達を行うことは困難ですので、平時から訓練をしておくことが必要です。

公的機関や地域住民との的確な情報や安否確認などのやりとりができるよう情報収集やその伝達方法を習得しておきましょう。

イ 初期消火訓練

火災の拡大を防ぐには、消火器などによる初期消火が欠かせません。

建物火災の場合、炎が床から天井に届くまで約3～5分といわれていることから、初期消火のチャンスは最初の3分までです。

一般の住宅には消火器の設置義務はありませんが、万が一のために備えておくことが望ましく、訓練の中で設置を呼びかけるとともに、使い方を習得しておきましょう。

消火器の使い方、消火訓練に関しては市消防本部予防課までお問い合わせください。



福岡連合町内会自主防災会の消火訓練の様子

ウ 救出・救護訓練

倒壊家屋に下敷きになった人の救出方法や応急手当、搬送方法などを習得しておきましょう。

特に地震になると、わずかな時間で多数の負傷者が出ることを想定しておく必要があります。救出・救護訓練は、地域住民の命を救う大切な訓練です。

また、訓練を通じて、自助による家具の固定や住宅の耐震補強を呼びかけましょう。木造住宅の耐震化には、市が行う補助制度がありますので、市産業建設部建築住宅課までご相談ください。



福元グリーンタウン自主防災会負傷者救護訓練の様子

エ 避難・誘導訓練

火災、地震、水害など災害の種別によって避難方法は異なります。また、高齢者などの災害時要援護者には、避難時の介助など支援が必要です。

地域住民が、全員無事に避難できるように、事前に避難経路を確認しておくなど地域でのルールづくりや訓練の積み重ねが必要です。



邑久町今城地区防災訓練の様子

オ 避難所運営訓練(避難所体験訓練)

災害時に開設される避難所の運営には、地域のことを良く知る自主防災組織が積極的にかかわる必要があります。避難所の運営や避難者に対する生活支援の方法について、市と連携しながら訓練を行いましょう。

また、避難所での生活を訓練で体験することを通じて、避難の際の所持品や平常時からの準備、避難所で配慮が必要な事項などについて考える機会となり、地域住民の防災意識を高めることにつながります。

カ 給食・給水訓練

避難所での生活が長期化する地震などの大規模災害時には、救援物資が届くまで3日間かかるとも言われていることから、住民が協力して炊き出しを行うことが必要です。特に災害時には、簡易に手配できる弁当など冷たい食事が配給される場合が多いことから、避難者の心まであたたまるとも言われる温かい食事が、災害を乗り切る大きな力となります。

地域のお祭り、運動会などのイベントでの炊き出しも、立派な給食訓練です。



邑久町今城地区炊出し訓練の様子

(5)要配慮者の把握

災害時に必要な情報を迅速かつ的確に把握し、災害時に安全な場所に避難するなどの災害時の一連の行動をとるのに配慮が必要な方を「要配慮者」といいます。

【要配慮者の例】

高齢者、視覚障害者、聴覚・言語障害者、肢体不自由者、内部障害者、知的障害者、発達障害者、精神障害者、難病患者等、乳幼児、妊産婦、外国人等、地理に不案内な旅行者等

※「障害者」は「障害者及び障害児」を指す

このような方に対しては、福祉関係者や近隣の方、自主防災組織などによる支援体制を確立し、その人の状態に対応したきめ細やかな救援を行う必要があります。

平成 23 年 3 月の東日本大震災においては、震災における死者数のうち 65 歳以上の高齢者の死者数は約 6 割であり、障害者の死亡率は被災住民全体の死亡率の約 2 倍に上りました。

災害発生時に、要配慮者に対する情報の伝達や安否確認、指定避難所や安全な場所への避難を支援するには、地域で生活する要配慮者を事前に把握しておくことが大切です。

自主防災組織で、日頃から地域で生活する要配慮者の名簿の作成やその方々を支援する支援者の確保や支援方法を事前に話し合ったり、家庭での防災対策や防災訓練への参加を呼びかけたり、防災訓練に要配慮者の避難支援訓練を取り入れるなど、災害に備えて、要配慮者を地域ぐるみで支援できる地域づくりに取り組んでいきましょう。



牛窓地区要配慮者避難支援訓練の様子



邑久町今城地区要配慮者避難支援訓練の様子

7. 災害発生時における活動

(1)地震災害時の活動

災害時の活動は、災害発生からの時間の経過によって変化するため、時期に応じた的確な活動が求められます。

以下は、地震災害時における初動対応の時期に、自主防災組織に期待される活動を表したものです。初動対応以降も復旧・復興に向けて、他団体と連携しながら、継続的な活動が求められます。

なお、災害時の活動については、自身および家族の安全確保を前提として行われることに留意してください。



ア 情報収集・伝達活動

- 風評や誤った情報は、活動にパニックを招くおそれがあるので、自分勝手な思い込みや推測は禁物です。重要な情報は、市災害対策本部等に確認するか、市防災アプリや市ホームページなどで正確な情報を入手できるようにしておきましょう。
- 自主防災組織は、地域における災害情報の中継点ですので、地域の被害状況や避難状況などを集約し、市災害対策本部に伝達しましょう。
- 伝達が必要な情報は次のとおりです。
 - ①人的被害（死者、行方不明者、負傷者など）
 - ②住家・建物被害（全半壊、焼失、浸水など）
 - ③その他（公共設備、道路・橋の状態）



邑久町今城地区情報伝達訓練の様子

イ 初期消火活動

- 自主防災組織の力だけで消し止められると考えるのは危険です。建物火災では、天井に炎が回っていない状態が初期消火の限界です。
- 消防隊が到着したら、避難誘導や応急手当、野次馬の整理などにあたりましょう。

ウ 救出・救護活動

- 救命に一刻を争う負傷者が発生することも考えられますので、市消防本部が実施する心肺蘇生法の講習を受講したり、防災訓練に盛り込むなどして、正確な方法を習得しておきましょう。
- 倒壊建物やガレキの下敷きになった人の救出には、人手や資機材が必要です。
- 被害が大きければ専門的知識や特殊な重機なども必要な場合がありますので、二次災害に留意しながら、効果的な救出方法を考えましょう。



邑久町裳掛地区応急救護訓練の様子

エ 避難誘導活動

- 水害と地震、昼間と夜間、火災発生時の風向きなどによって、安全な経路も異なってきます。前もって複数の避難経路を考えておきましょう。
- 災害時要援護者の支援について、必要な人員に分かれて支援しましょう。担架やリヤカー、車椅子などの必要性も考えて、備蓄や代わりとなる機材の手配をおきましょう。

オ 避難所運営活動

- 災害の規模が大きく避難所生活が長期化した場合は、市災害対策本部と連携して自主防災組織が中心となって避難所を運営しましょう。
- ついたてなどプライバシーが確保できるように区割りするとともに、高齢者や婦女子のスペースを優先的に考え、特に要配慮者に対しては、トイレに近い場所を確保したり、要配慮者用の部屋（福祉避難室）へ移送するなど、場所の確保に気を配りましょう。
- 給食、トイレ清掃、水汲みなどの作業分担や避難所における一定のルールづくりを、他の自主防災組織などと話し合っ決めて、掲示板などにより避難者全員に周知しましょう。
- ボランティア組織の応援がある場合は、相互に分担して支援活動を行いましょう。
- 「壁新聞」を作成・掲示し、避難者全員が共通認識を持てるようにしましょう。



新潟中越地震時の避難所情報掲示板(消防科学総合センター撮影)



邑久町今城地区炊出し訓練の様子

カ 給食・給水活動

- 地震により、停電、断水、ガスの供給停止に加えて、食料、飲料水、生活用水も不足することも予想されることから、自主防災組織としては、避難所などでの安心・安全な生活支援として、食料や飲料水、救援物資の配分を行うほか、炊き出しを行う必要があります。その際、衛生面に十分配慮し、食中毒などの二次災害を出さないように心がけましょう。
- 住民への給水・給食にあたっては、避難行動要支援者や自宅で避難生活を送っていても、調理ができずに食事を求めて避難所へ来る人、帰宅困難者となった地域外の人などの避難所外被災者についても、支援の対象とする必要があります。
- アレルギー体質の人や、高齢者、病人、乳幼児など、一般の防災備蓄食品が合わない場合もあるため、できるだけそれぞれの人に合わせた食べ方や食品を提供できるよう配慮しましょう。

8. おわりに ～持続可能な自主防災活動に向けて～

本手引きでは、自主防災組織の結成から活動について説明してきましたが、新しい組織の立ち上げや新たな活動を加えることは、決して簡単なことではありません。なぜなら、歴史や文化はもちろん、みなさんがこれまで作り上げてきたコミュニティがそれぞれ違うこと、さらには、少子高齢化、過疎化の進展により、防災活動の中心として期待される人材が不足していることも大きな課題です。

その一方で、住民や地域によって防災に対する意識は、当然高低はあるものの、防災は、自身の命、地域を守るための行動で、地域住民共通のキーワードであり、東日本大震災をはじめ、近年大規模化する災害の様相からも、さらにその言葉に重みを増している状況です。

防災も地域活動の一つです。地域に防災活動を導入するために、まずは、防災を住民にとって親しみやすいものにするための工夫や知恵に力を注いでみてはいかがでしょうか。

大きく派手なイベントは、比較的手間がかかりますが、住民も集まりやすいという利点があります。しかし、小さく地味な活動でも、それを毎年繰り返し行うことで、地域防災力の向上につながります。

例えば地域のイベントなどでの炊き出しは給食訓練、運動会などでのテント張りは避難所設置訓練、側溝の掃除は水害予防、どれも立派な自主防災活動です。

防災が人を、家族を元気に、地域を再生・活性化する原動力になるかもしれません。

近年の集中豪雨や台風の大型化、また地震の活動期に入った今だからこそ、地域が「防災」を手にとり、「地域防災とまちづくり」を育みませんか。

資料1. 自主防災活動等に係る支援制度等について

瀬戸内市自主防災組織活性化促進事業補助金

市危機管理課 0869-22-3904

自主防災組織を結成している団体が、地域の防災意識の高揚を目的とした防災訓練や、自主防災活動のために整備する資機材の整備等を実施する場合、補助金を活用することができます。（本補助金は、令和5年度から令和7年度の3年間限定です。）

区分	内容	対象事業・経費	補助率（上限額）
自主防災活動促進事業	防災訓練や研修会等の自主防災活動にかかる費用を補助	次に掲げる事業に要する経費（学区等を単位とする事業を除く） (1)防災意識啓発のための活動 (2)地区内におけるハザード等の状況把握 (3)防災訓練の実施 (4)要配慮者の居住状況の把握 (5)避難行動要支援者の避難支援体制づくり（個別避難計画の作成）	10/10（上限：5万円） ※新規認定組織の場合→上限額に2万円を加算 ※対象事業(5)に取り組む場合→計画作成1件あたり3,000円を交付
防災資機材整備促進事業	防災士機材の整備にかかる費用を補助	別表のとおり（学区等を単位とする事業を除く）	10/10（上限：8万円） ※新規認定組織の場合→上限額に2万円を加算 ※別表中「要配慮者避難用」に該当する資機材の整備に取り組む場合→上限額に4万円を加算
学区等連携促進事業	学区等の防災体制の整備・強化に係る費用を補助	次に掲げる事業に要する経費 (1)学区等の防災意識啓発のための活動 (2)学区等の自主防災組織と連携した防災訓練の実施 (3)学区等の自主防災組織と連携した避難行動要支援者の避難支援体制づくり（個別避難計画の作成） (4)学区等で必要な防災資機材の整備	10/10（上限：20万円） ※新規認定組織の場合→上限額に5万円を加算 ※対象事業(2)のうち、特に避難所運営体制の強化を目的とした訓練を行なう場合→上限額に3万円を加算 ※対象事業(3)に取り組む場合→計画作成1件あたり3,000円を交付
防災マップ作成促進事業	地域独自の防災マップを作成する事業に係る費用を補助	次に掲げる事業に要する経費 (1)対象地域内の危険箇所等を把握し、点検・確認するための活動 (2)防災マップ作成に要する物品等の購入 (3)作成した防災マップの清書・印刷	10/10（上限：5万円） ※対象経費(3)のみを実施する場合は3万円

(別表)

	区分	内容
防災資機 材整備促 進事業	(ア)初期消火用	街頭用消火器、消火器格納庫、バケツ、発電機等
	(イ)救出救助用	自動体外式除細動器（AED）、ヘルメット、バール、丸太、掛矢、担架、毛布、のこぎり等
	(ウ)避難誘導用	ラジオ、無線機器(簡易で携帯用)、電池メガホン、標識板等
	(エ)給食給水用	給水タンク、緊急用ろ水装置、飲料用水槽、炊飯装置等
	(オ)要配慮者避難用	車いす、非常用階段避難車、簡易ベッド、手すり付き簡易トイレ等
	(カ)その他	簡易資機材倉庫

特定非営利活動法人日本防災士機構が認証する防災士の資格を取得し、地域の自主防災組織等の活動に貢献したいと考えている方に対して、補助金を交付します。

【特定非営利活動法人日本防災士機構ホームページ】<http://www.bousaisi.jp/>

補助金額：事業費の2/3以内で42,000円が限度（1人につき1回限り）

対象経費：防災士講座受講料（教本代を含む）、防災士資格取得試験受験料、
防災士資格認証登録料

財団法人自治総合センターが行う宝くじの社会貢献広報事業「コミュニティ助成事業（地域防災組織育成助成事業）」について、助成を希望される場合は危機管理課までご相談ください。

- ・助成対象事業

自主防災組織が行う災害の被害防止活動及び軽減活動に必要な資機材等の整備に関する事業

- ・助成事業の要件

規約、組織編成が整備され、市長が認定する自主防災組織であること。

- ・助成金

30万円から200万円まで

- ・助成対象経費

資機材の整備に要する経費（建築物、消耗品は除く）



出前講座等

【瀬戸内市】

防災啓発、自主防災組織の結成、活動に関する出前講座等（瀬戸内市危機管理課：0869-22-3904）

市危機管理課防災担当職員による防災に関する話や、自治会・自主防災組織等を対象に、自主防災組織の結成や活動に関する出前講座、意見交換等を行っています。なお、活用の場合は希望日の1ヶ月程度前に職員派遣依頼書を記入の上、市危機管理課へ提出してください。

【岡山県】

自主防災組織の設置及び育成に関する出前講座（岡山県危機管理課：086-226-7293）

自主防災組織や団体などが行う防災研修会などに対して県が防災専門の講師を派遣し、出前講座を実施しています。

※講師に対する旅費及び謝金を負担していただきます。

※活用の場合は、希望日の1ヶ月程度前に申し込みが必要です。

砂防教室（岡山県土木部防災砂防課：086-226-7481）

土砂災害の概要やその前兆現象、日頃から注意する点等「土砂災害」についての説明や、土砂災害から身を守るために役立てて頂くための、「砂防出前講座」を実施しています。

※活用の場合は、希望日の1ヶ月程度前に申し込みが必要です。

下表の要件すべてに該当する住宅の耐震診断及び耐震化工事に関する経費を補助します。

事業	要件	補助額
木造住宅耐震診断事業	<ul style="list-style-type: none"> ①申請者は建築物の所有者であること ②瀬戸内市内にある民間のもの ③昭和56年5月31日以前に着工された一戸建ての住宅（店舗、事務所など住宅以外の用途も兼ねた住宅は、住宅の床面積が2分の1以上のもの） ④構造が丸太組工法および建築基準法第38条の規定に基づく認定工法以外の木造住宅 	<p>【耐震診断】 1棟あたり費用 72,100 円のうち、60,000 円を補助（自己負担額：11,200 円）</p> <p>【補強計画】 1棟あたり費用 72,100 円のうち、60,000 円を補助（自己負担額：11,200 円）</p> <p>【簡易診断】 1棟あたり費用 42,000 円のうち、40,000 円を補助（自己負担額：2,000 円）</p> <p>※費用は延床面積 200 ㎡以内の場合。200 ㎡を超えると 100 ㎡ごとに追加費用が発生します。</p>
木造住宅耐震改修事業	<ul style="list-style-type: none"> ⑤2階建て以下のもの ⑥年度内に補助事業が完了すること 	<p>補助対象経費の80%とする。（限度額：80万円）</p> <p>※事前に住宅の耐震診断を受け、補強計画を作成する必要があります。また、工事着手前に申請が必要です。</p>
戸建て住宅耐震診断事業	<ul style="list-style-type: none"> ①申請者は建築物の所有者であること ②瀬戸内市内にある民間のもの ③木造住宅耐震診断事業の対象となる住宅以外の一戸建て住宅 ④年度内に補助事業が完了すること 	<p>補助対象経費の3分の2以内とする。（限度額：9万円）</p>

上記に関連して、岡山県建築指導課において、住宅・建築物に関する耐震化や対策工法についての出張講習会も行っています。

様式第 1 号(第 3 条関係)

自主防災組織認定申請書

年 月 日

瀬戸内市長 様

団体（自治会等）名
代 表 者 氏 名

自主防災組織として認定を受けたいので、瀬戸内市自主防災組織認定要綱第 3 条の規定により関係書類を添えて申請します。

記

1	組 織 名	自主防災会
2	代 表 者	(役職) フリガナ (氏名)
3	代表者住所	瀬戸内市
4	連 絡 先	(電話) (携帯電話)

添付書類

- (1) 自主防災組織規約の写し又はこれに準じるもの
- (2) 自主防災組織の組織図
- (3) その他市長が必要と認める書類

(自主防災組織規約の例)

〇〇自主防災会規約

(目的)

第1条 〇〇自主防災会(以下、「防災会」という。)は、自主的な防災活動を行い、災害(地震その他)による被害の防止及び軽減を図ることを目的とする。

(事業)

第2条 第1条の目的を達成するため、次の事業を行う

- ①防災に関する知識の普及に関すること。
- ②災害発生時における情報収集・伝達、初期消火、救出・救護、避難誘導、応急手当及び炊き出しに関すること。
- ③防災訓練の実施に関すること。
- ④防災資機材の備蓄に関すること。

(防災会の役員)

第3条 防災会の役員には〇〇自治会の役員をもって充てる。

(役員の仕事)

第4条 防災会会長は、防災会を代表し、災害発生時には、応急対策の指揮をとる。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときはその職務を行う。
- 3 班長は、担当班の任務遂行及び会務の処理を行う。

(防災計画)

第5条 防災会は、災害による被害の防止及び軽減を図るため、防災計画を作成する。

2 防災計画は次の事項について定める。

- ① 自主防災会の編成及び任務分担に関すること。
- ② 防災知識の普及に関すること。
- ③ 防災訓練の実施に関すること。
- ④ 災害発生時における情報収集・伝達、出火防止、初期消火、救出・救護、避難誘導、応急手当及び炊き出しに関すること。
- ⑤ その他必要とする事項。

(雑則)

第6条 この規約に定めのない事項で、防災会の運営に必要な事項は、会長が役員会に諮り定める。

附 則

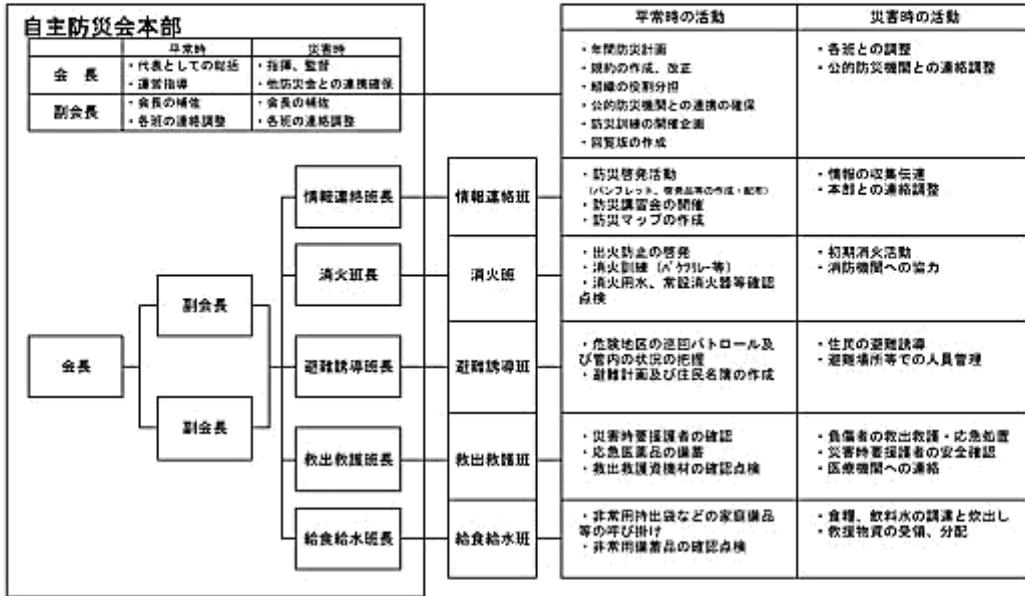
この会則は、令和〇〇年〇〇月〇〇日から実施する。

(自主防災組織 組織図の例)

(パターン1)

〇〇自治会自主防災会 組織編成図例

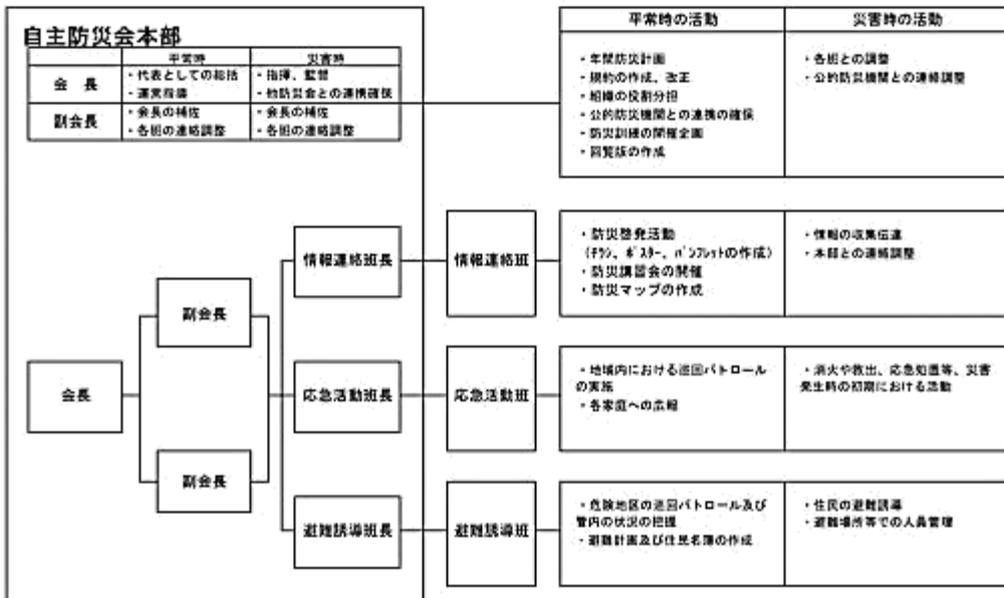
※地域の特性に応じて変更して下さい
 ※会長、副会長、班長の氏名、電話番号及び班員の人数など必要な情報を加えておきましょう。



(パターン2)

〇〇自治会自主防災会 組織編成図例

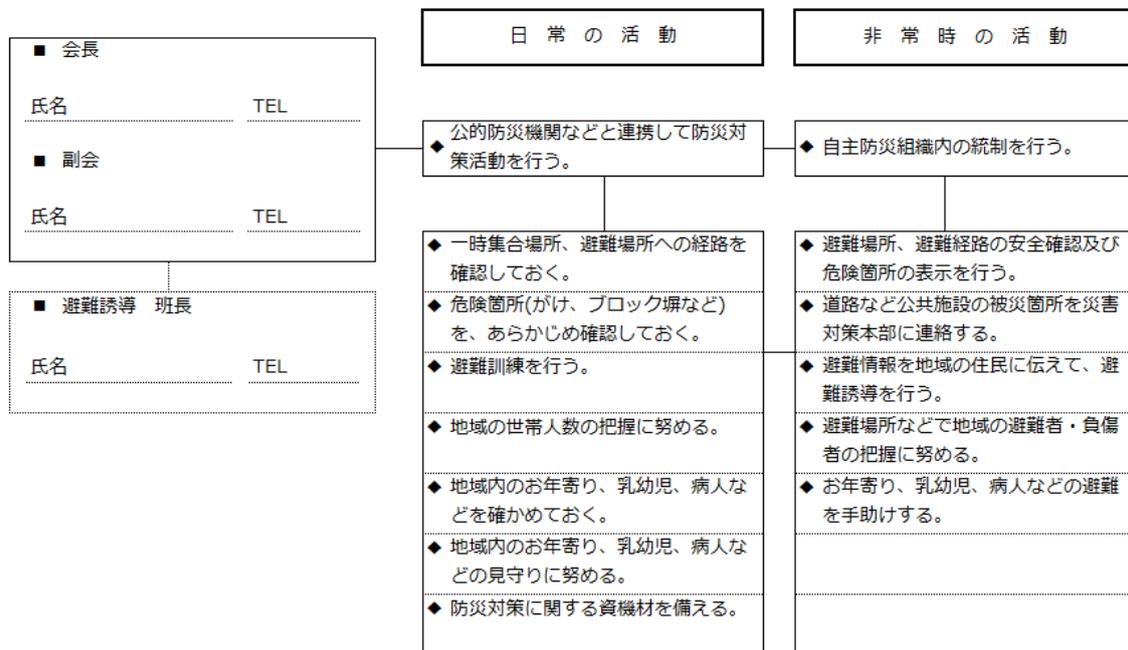
※地域の特性に応じて変更して下さい
 ※会長、副会長、班長の氏名、電話番号及び班員の人数など必要な情報を加えておきましょう。



(パターン3)

〇〇自治会自主防災会 組織編制図例

※地域の特性に応じて変更してください。



様式第3号(第5条関係)

年 月 日

瀬戸内市長 様

自主防災会名
代表者氏名

自主防災組織変更届

次のとおり自主防災組織の規約、組織等に変更がありましたので、瀬戸内市自主防災組織認定要綱第5条の規定により関係書類を添えて提出します。

記

	変更 有り	変 更 内 容		添付書類
組 織 名	<input type="checkbox"/>	旧	自主防災会	規約等の写し
		新	自主防災会	
代 表 者	<input type="checkbox"/>	旧		—
		新	(役職) ^{フリガナ} (氏名)	
代表者住所	<input type="checkbox"/>	瀬戸内市		—
連 絡 先	<input type="checkbox"/>	(電話) (携帯電話)		—
組 織 図 等	<input type="checkbox"/>	※軽微な変更であれば、欄外に図示でも可		新組織図

変 更 日 年 月 日

自主防災組織活性化促進事業補助金交付申請書

瀬戸内市長 様

申請者
 自主防災会名
 住 所
 氏 名

瀬戸内市自主防災組織活性化促進事業補助金交付要綱第7条の規定により、次のとおり申請します。

補助年度	年度	補助金の名称	自主防災組織活性化促進事業補助金
事業区分		<input type="checkbox"/> 1号事業(自主防災活動促進事業) <input type="checkbox"/> 2号事業(防災資機材整備促進事業) <input type="checkbox"/> 3号事業(学区等連携促進事業) <input type="checkbox"/> 4号事業(防災マップ作成促進事業)	
事業の経費所要額			円
交付申請額			円
完了予定年月日		年 月 日	
添付書類		(1) 事業計画書(様式第2号) (2) 収支予算書(様式第3号) (3) 防災資機材整備計画書(様式第4号) (4) 見積書の写しその他事業に要する経費を証明する書類 (5) 防災マップを作成する範囲を示す地図 (6) その他市長が必要と認める書類	
備考			

様式第 2 号(第 7 条及び第 11 条関係)

事業計画（実績）書

自主防災活動促進事業(第 3 条関係)

事業名	
実施予定日	
参加者数	
実施予定場所	
事業内容（予定）	※個別避難計画の作成を実施する場合はその旨を記載。 ※別に事業内容を添付しても構いません。
新規組織結成	<input type="checkbox"/> 該当する

防災資機材整備促進事業(第 4 条関係)

物品名	別添資料のとおり
購入金額	
保管場所	
あわせて実施する 自主防災活動の内容	※事業名、実施予定日、参加者数、実施予定場所、概要等を記載。 ※別に事業内容を添付しても構いません。

学区等連携促進事業(第5条関係)

事業名	
実施予定日	
参加者数	
実施予定場所	
事業内容(予定)	<p>※個別避難計画の作成を実施する場合はその旨を記載。 ※別に事業内容を添付しても構いません。</p>
新規組織結成	<input type="checkbox"/> 該当する

防災マップ作成促進事業(第6条関係)

事業名	
実施予定日	
参加者数	
実施予定場所	
作成対象地区	
事業内容(予定)	<p>※別に事業内容を添付しても構いません。</p>

収支予算(決算)書

(収入の部)

単位：円

区分	予算(決算)額	備考
瀬戸内市自主防災組織活性化促進事業補助金		
計		

(支出の部)

単位：円

事業名	区分	予算(決算)額(うち補助対象経費)	備考
	自主防災活動促進事業		
	防災資機材整備促進事業		
	学区等連携促進事業		
	防災マップ作成促進事業		
計			

様式第4号(第7条関係)

防災資機材整備計画書

金額単位：円

物品名	単価(A)	数量(B)	購入金額(A)*(B)	保管場所
合 計				

※防災資機材のカタログ等を添付してください。

防災士育成事業補助金交付申請書

瀬戸内市長 様

申請者
住 所
氏 名

防災士育成事業補助金の交付を受けたいので、瀬戸内市防災士育成事業補助金交付要綱第5条の規定により下記のとおり関係書類を添えて申請します。

記

1 交付申請額 円

2 加入している自主防災組織の名称及び役職 (加入の場合のみ記入)
自主防災会

3 補助事業の計画

受講コース名	
受講期間	

4 収支予算書

収入 (円)

内 訳	金 額
市 補 助 金	
申請者負担金	
合 計	

支出 (円)

内 訳	金 額
防 災 士 講 座 受 講 料	
防災士資格取得試験受験料	
防災士資格認証登録料	
合 計	

年 月 日

瀬戸内市長 様

申請者
住 所
氏 名

誓 約 書

瀬戸内市防災士育成事業補助金交付要綱(以下「要綱」という。)第5条の規定により補助金の交付申請を行うに当たり、要綱第2条の補助対象者の条件を確認し、資格取得後は、要綱の趣旨に則り地域防災力向上のために活動します。

(補助対象者)

第2条 この告示による補助の対象者は、市内に住所を有する者で次の各号のいずれにも該当するものをいう。

- (1) 防災士研修講座を受講し、防災士の資格を取得しようとする者
- (2) 防災士の資格取得後、市内自主防災組織等で活動する意思のある者
- (3) 防災士の資格取得後、市と連携し、地域防災活動及び啓発活動する意思のある者
- (4) 防災士の資格取得に関し他の助成制度による財政的支援を受けていない者又は受ける予定でない者

市長	副市長	部長	参与	課長	課長補佐	係

(危機管理課用)

職 員 派 遣 依 頼 書

年 月 日

瀬戸内市総務部危機管理課長 様

住 所

氏 名

電 話

下記の内容で実施するため、職員の派遣方よろしく申し上げます。

記

1. 日 時 : 年 月 日 () ~

2. 場 所 :

3. 対象者 :

4. 内 容 :

※ 受 付		※ 経 過	
-------------	--	-------------	--

備考：事前に危機管理課の担当者と調整した上で提出をお願いします。

自主防災組織の手引き

～自主防災組織の結成と活性化に向けて～

発行元：瀬戸内市総務部危機管理課

平成 23 年 3 月 24 日 発行
平成 24 年 7 月 18 日 修正
平成 25 年 4 月 15 日 修正
平成 25 年 9 月 18 日 修正
平成 27 年 3 月 26 日 修正
平成 29 年 4 月 1 日 修正
令和 4 年 7 月 6 日 修正
令和 6 年 5 月 31 日 修正

－ 自主防災組織の手引き・自主防災活動に関するお問い合わせ先 －

〒701-4292

瀬戸内市邑久町尾張 300 番地 1

瀬戸内市役所総務部危機管理課

TEL:0869-22-3904/FAX:0869-22-3299

e-mail:kikikanri@city.setouchi.lg.jp

瀬戸内市の防災情報ホームページ URL:<https://www.city.setouchi.lg.jp/life/1/1/1/>

